

# 平成 30 年第 6 回にかほ市議会定例会会議録（第 1 号）

1、平成 30 年 12 月 6 日第 6 回にかほ市議会定例会がにかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

1 番	齋藤光春	2 番	佐々木孝二
3 番	小川正文	4 番	伊東温子
5 番	齋藤聡	6 番	齋藤進
7 番	森鉄也	8 番	渋谷正敏
9 番	佐藤直哉	10 番	宮崎信一
11 番	佐藤治一	12 番	佐々木正勝
13 番	佐々木春男	14 番	佐々木敏春
15 番	伊藤竹文	16 番	佐藤文昭
17 番	菊地衛	18 番	佐藤元

1、本日の出席議員（ 18 名 ）

1 番	齋藤光春	2 番	佐々木孝二
3 番	小川正文	4 番	伊東温子
5 番	齋藤聡	6 番	齋藤進
7 番	森鉄也	8 番	渋谷正敏
9 番	佐藤直哉	10 番	宮崎信一
11 番	佐藤治一	12 番	佐々木正勝
13 番	佐々木春男	14 番	佐々木敏春
15 番	伊藤竹文	16 番	佐藤文昭
17 番	菊地衛	18 番	佐藤元

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 藤谷博之 班長兼副主幹 須田益巳  
副主幹 阿部千春

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長 市川雄次 副市長 本田雅之

教 育 長	齋 藤 光 正	総 務 部 長 (危機管理監)	佐 藤 正 春
企 画 調 整 部 長 (地方創生政策監)	佐 藤 次 博	市 民 福 祉 部 長	阿 部 聖 子
農 林 水 産 建 設 部 長	土 門 保	商 工 観 光 部 長	佐 藤 豊 弘
教 育 次 長	齋 藤 隆	ガ ス 水 道 局 長	小 松 幸 一
消 防 長 ・ 消 防 署 長	本 間 徳 之	会 計 管 理 者	佐々木 善 博
総 務 課 長	佐々木 俊 孝	税 務 課 長	山 田 克 浩
総 合 政 策 課 長	佐々木 俊 哉	ま ち づ くり 推 進 課 長	佐 藤 喜 仁
商 工 政 策 課 長	齋 藤 和 幸	観 光 課 長	池 田 智 成
農 林 水 産 課 長	佐 藤 正 之	建 設 課 長	竹 内 千 尋
教 育 総 務 課 長	池 田 昭 一	管 理 課 長	今 野 雄 志
総 務 課 長 ・ 通 信 指 令 課 長	早 水 和 洋		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第1号

平成30年12月6日（木曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 市政報告
- 第4 報告第3号 専決処分の報告について（専決第12号）
- 第5 報告第4号 にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告について
- 第6 議案第80号 にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第81号 にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第82号 にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第83号 にかほ市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例制定について
- 第10 議案第84号 にかほ市公の施設における浴室の使用に係る関係条例の整備に関する条例制定について
- 第11 議案第85号 にかほ市市営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第86号 本荘由利広域市町村圏組合規約の一部変更について
- 第13 議案第87号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 第14 議案第88号 平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）について

- 第15 議案第89号 平成30年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第3号）について
- 第16 議案第90号 平成30年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第17 議案第91号 平成30年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第18 議案第92号 平成30年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第2号）について
- 第19 議案第93号 平成30年度にかほ市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第20 議案第94号 平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）について
- 第21 議案第95号 平成30年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）について
- 第22 議案第96号 平成30年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について
- 第23 議案第97号 平成30年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第24 議案第98号 平成30年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第3号）について
- 第25 議案第99号 平成30年度にかほ市水道事業会計補正予算（第4号）について
- 第26 議提第11号 にかほ市議会基本条例の一部を改正する条例制定について

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

---

#### 午前10時05分 開 会

●議長（佐藤元君） ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、会議は成立します。ただいまから平成30年第6回にかほ市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

なお、議案第80号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第81号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第82号にかほ市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第88号平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）について、議案第89号平成30年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第3号）について、議案第90号平成30年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、議案第91号平成30年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第92号平成30年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第2号）について、議案第93号平成30年度にかほ市水道事業会計補正予算（第3号）についての議案9件及び議提第11号にかほ市議会基本条例の一部を改正する条例制定について

は、本日すべての提案理由の説明終了後、質疑、討論、採決を行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第86条の規定によって、9番佐藤直哉議員、10番宮崎信一議員を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題にします。議会運営委員長の報告を求めます。宮崎信一議会運営委員長。

**【議会運営委員長（10番宮崎信一君）登壇】**

●議会運営委員長（宮崎信一君） おはようございます。

それでは、私の方から報告を申し上げます。

11月29日に議会運営委員会を開催しまして、12月定例会、その他について協議をしております。

12月定例会への提出案件は、報告2件、条例の制定また改正6件、単行議案2件、補正予算12件の計22件であります。陳情は5件で、一般質問は8人となっております。

お配りの日程案をご覧いただきたいと思います。

会期日程は、本日12月6日から12月20日までの15日間とし、本日は本会議、あす7日と10日は議案調査日としまして、11日・12日の2日間を一般質問といたします。一般質問は、11日4人、12日4人といたします。13日を議案調査日としまして、14日に議案質疑、議案等付託、予算特別委員会設置等を行います。14日から19日までを委員会としまして、20日の最終日に討論、採決等を行います。

なお、議案第80号から議案第82号及び議案第88号から議案第93号の議案9件、議提第11号の議提1件、計10件については、本日、本会議において採決を行います。議提第11号については、申し合わせにより、質疑、討論は省略となります。

そのほかといたしまして、本日の議提の表決を受けまして、11日の一般質問の前に追加議案が予定されております。その日に9時から議会運営委員会を開催予定してございます。

また、本日、本会議終了後、議会全員協議会を開催、その後に正副委員長会議を予定しております。以上です。

●議長（佐藤元君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

**【「なし」と呼ぶ者あり】**

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議会運営委員長に対する質疑を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

**【「異議なし」と呼ぶ者あり】**

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、会期は議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月20日までの15日間に決定しました。

日程第3、市政報告を行います。これを許します。初めに、市長。

**【市長（市川雄次君）登壇】**

●市長（市川雄次君） おはようございます。本日からの12月定例会、御参集をいただきましてありがとうございます。これからの期間につきまして、よろしく御審議いただきたいと思います。

それでは、まず、最近の市政について私から報告をさせていただきたいと思います。

市内の経済状況についてであります。

今年7月から9月までの本市景況調査によると、調査を依頼した53のうち91%に当たる48社から回答があり、前年同期と比較して「好転」が15社、「横ばい」が17社、「悪化」が16社で、業況を判断する一つの指数であるD I 値は、前回の調査よりも11.2ポイント改善してマイナス2.1%となり、一部に弱めの動きが見られるものの全体として持ち直しの動きとなっております。

製造業においては、多くの企業において受注に頭打ち感が出てきており、建設業においても新規案件や公共事業の増加により改善した企業も見られますが、人手不足による受注抑制の動きもあり、景況感は後退しております。

一方、飲食・宿泊・運輸・小売・サービス業においては、季節要因による改善等で前回よりも悪化割合は減少しております。業界全体で見ると、製造業を中心に好調を維持しているものの、燃料費高騰に伴う原材料価格の上昇や運送単価、人件費の上昇など、経営コストへの強い圧力に加え、広範囲の業種において人手不足が慢性化していることから、引き続き先行きを注視していく必要があります。

次に、市税の状況についてであります。

10月末における現年課税分の調定額は、個人市民税が約10億1,970万円で、予算額に対して約270万円(0.3%)の減となっており、法人市民税も約8,750円で、現段階で予算額を約4,010万円(31.4%)下回っておりますが、今後の予定申告等の状況などから、決算においては、予算額と同程度まで推移するものと見込んでおります。

また、固定資産税は約14億2,220万円で、予算額に対して約8,850万円(6.6%)の増となっており、収入額においても予算額を5,000万円程度上回るものと見込んでおります。

次に、雇用状況についてであります。

ハローワーク本荘管内の有効求人倍率は、10月末現在、常用・臨時を含む全数で1.59倍と高い水準を維持しており、秋田県全体の有効求人倍率1.51倍と比較すると、0.08ポイント上回っております。

管内の有効求人倍率が秋田県全体の倍率を上回る高い値となった理由として、金属・機械製造業や建設業、福祉関連職業の求人の積み重ねに加え、由利本荘市に飲食業のチェーン店が新たに出店し、多くの求人が出されたことによるものであります。有効求人数は、去年同期より373人増加の2,194人、有効求職者数は、昨年より84人少ない1,378人となっております。有効求人倍率は、当面高水準を維持するものと見られ、慢性的な人手不足により、企業の事業活動への影響が懸念されているところであります。

次に、高校生に対する求人・内定状況についてであります。

来春に卒業予定の本市在住高校196人のうち、就職を希望している生徒は、県内58人、県外19人の計77人(39%)となっております。10月末現在の内定者は、全体で55人(71%)となっており、県内13社46人、県外9社9人で、県内のうち、にかほ市内への内定者は10社の28人となっております。

管内の高校新卒者に対する求人状況は、10月末現在、事業所数で122事業所、求人数は482人で、前年同期、100事業所388人であったものを上回る数字となっており、市内の一部事業所においては、求人数を充足できないなど、人材確保に苦慮している状況にあります。

次に、移住・Uターン促進事業についてであります。

10月末現在、本市への移住希望登録数は、累計で105世帯となっており、今年度新たに市の定住奨励金等の支援を受けた11世帯29人が市内に移住しております。

官民一体で移住・Uターン促進事業に取り組むことを目的に、今年4月に設立された「にかほ市移住・Uターン推進協議会」の事業として、9月23日と24日、東京駅八重洲口の商業ビル内「移住・交流情報ガーデン」を会場に、「にかほ移住&就業相談会」を開催しました。

本相談会では、移住後の多様な働き方を支援するため、「起業と事業承継」を就業テーマとし、市職員と共に商工会と市内金融機関からも専門相談員として参加していただいております。

今後も本協議会の強みである構成団体の専門性を生かしながら、移住・Uターンを促進してまいります。

また、11月23日と24日には、大阪駅前地下街の商業施設内「ディアルーム」を会場に、秋田県の主催による「美の国あきた・プロモーション・イン大阪」が開催され、本市もブースを出展し、市特産品の試飲・試食、観光宣伝や移住情報の提供を交えながら、「食と観光と暮らし」に関するPRを実施しております。

12月30日には、年末に帰省されるUターン者等を対象とする「Aターンフェア」が秋田市で開催されます。本市も相談ブースを出展し、移住等に関する情報提供と個別相談を実施することで、移住・Uターン者のさらなる増加につなげたいと考えております。

次に、桂坂廃止石油坑井封鎖業務についてであります。

桂坂地内の廃止された油田の井戸において、27年から油が農地に噴出している事案について、本年度、国の補助事業を活用し、深さ約940メートルの井戸を掘削調査し、油の流出箇所を見きわめた上で流出を防止するための封鎖業務を実施しております。

11月末現在、掘削調査の深度は約160メートルまで達しており、自噴していたガスや油は、本業務により一時的に抑制され、地表への新たな漏出は確認されておりません。

今後は、有識者による封鎖検討委員会での協議を経て、廃坑の可否を判断し、工法の仕様を決定の上、封鎖工事を進めてまいります。

株式会社プレステージ・インターナショナル新拠点誘致計画についてであります。

本年7月の臨時議会において補正予算を議決いただき、用地測量・調査・設計に係る委託業務を進めるとともに、地権者への説明会や境界確認、開発行為申請への同意書調印等を実施してまいりました。

測量調査により、土地造成に必要な用地面積は、農道や水路の付け替え等も含めて約2万8,700平方メートルと積算され、地権者に提示した用地の取得単価についても理解が得られたことから、今回、用地取得費等を補正予算に計上しております。

本定例会で御承認いただければ、年明けから地権者との契約手続を進めさせていただくこととしております。

次に、地域経済循環創造事業交付金返還金についてであります。

26年に改修を行った「さんねむ温泉」に対する国からの交付金5,000万円について、29年1月に行

われた会計検査の結果、不適切事項として交付金の一部返還を求められております。

返還の対象となったのは、備品購入のうち、検査と実績報告を終えた後にリース契約に変更した250万5,600円分で、市が国へ返還しますが、同額をさんねむ温泉が市に納付することになります。

市では、27年3月に備品の納入と業者からの請求書を確認し、国へ実績報告をしておりましたが、同年5月にリース契約に変更され、その報告を受けておらず、会計検査時にその事実を把握したものであります。

関連予算を本定例会補正予算に計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、「東北の挑戦・魅力祭り」についてであります。

本年5月に締結しました東京海上日動火災保険株式会社との地方創生に関する包括協定により、1月7日に東京丸の内で行われた同社主催の「東北の挑戦・魅力祭り」へ参加いたしました。

当日は佐藤勘六商店、道の駅象潟ねむの丘より参加いただき、にかほ市、秋田県の物産・特産の販売を行い、食の挑戦コーナーでは「いちじくいち」の取り組みを紹介するなど、にかほ市のPRを行いました。

イベントの集客数は、同社公式発表で7,980人となっております。

次に、協定の締結についてであります。

10月25日に国立大学法人秋田大学と、地域振興、地域課題解決への取り組み、教育の推進、人材育成などの項目について連携協定を締結しました。

この協定に基づき、ジオパークの調査・活用、景観条例制定への協力、まちづくりへの提言、防災教育の充実、地域資源を活用した新たな産業の研究・創出など、大学の学術的見地や学生の発想を大いに活用し、まちづくりに役立てていくものであります。

また、翌26日には株式会社ゼンリンと「災害時における地図製品等の供給等に関する協定」を締結しました。これは、自然災害等に対する備えは喫緊の課題であり、集中豪雨や台風等により大規模な災害が発生した場合に、被害状況を迅速に把握し、人命救助等に当たる上で地図の役割は重要であることから、平時から各種地図の提供を受け、災害発生時の対応を円滑に進めようとするものであります。

次に、国際交流事業についてであります。

姉妹都市・米国ショウニー市へ、10月23日から30日までの日程で、中学生14名、引率3名、計17名を派遣し、ショウニー市からは大変心温まる歓迎を受けております。仁賀保中学校、金浦中学校と秋田大学附属中学校の生徒で構成された訪問団は、ノース・ロック・クリーク小中学校や市内施設を訪れたほか、ショウニーの歴史を学ぶなど積極的に交流を行い、5泊のホームステイでは、異国の文化や生活習慣を体験し、友情の輪を広げ、全員元気に帰国しております。

12月3日の報告会では、団員一人一人から交流により得たことや、今後の生活での生かし方などの発表があり、一回り大きく成長した姿が見られました。

次に、にかほ市ふるさと会についてであります。

「第11回にかほ市ふるさと会」が11月18日、東京プリンスホテルを会場に開催され、228名の会員や家族のほか、来賓やにかほ市からの参加者など、合わせて255名が集いました。

ふるさと会総会後に、「にかほの1年」を上映したほか、アトラクションでは、象潟を舞台とする「ひとり象潟」を発表した演歌歌手・花咲ゆきみさんの心のこもった歌唱や、ふるさとの物産等の抽選会などで、会場は大いに賑わいました。

懇親会では、同窓生や同郷の方々との再会に、近況の報告や思い出話、ふるさとへの熱い思いを語り合い、旧交を温めながら盛会のうちに終了しました。

次に、「第三の居場所づくり」についてであります。

日本財団では32年度までにB&G関連施設のある全国の自治体と協力して、「家でも学校でもない第三の居場所」を全国100カ所に整備しようとしております。これは、経済的・家庭的に困難な環境にある子どもに対して、学習や体験の機会を提供し、食事を支援することによって、将来の自立に必要な力を育むことを目的としております。

本市にも設置に向けての案内があり、関係予算を本定例会補正予算に計上しております。

次に、農業についてであります。

今年の稲作は、穂数、籾数が平年より少なく、作況指数は県中央部で「96」の「やや不良」と、低い作況となりました。これは、6月の低温や日照不足と、登熟期における昼夜の温度差のない異常高温やフェーン現象等の影響によるものであります。

11月8日現在、JAの集荷数量は、にかほ市全体で去年同期より約178トン少ない約5,504トン、一等米比率は約12ポイント高い95.3%となっております。

次に、環太平洋連携協定「TPP」についてであります。

政府は、米国を除く環太平洋連携協定が、12月30日に発効すると発表しました。

秋田県では、29年12月に国が公表した「農林水産物の生産額への影響について」の試算方法に基づき、県内の農産物の生産額への影響を試算した結果、約9億5,000万円減少すると見込んでおります。

市では、この試算結果に対応すべく、国・県の動向を注視するとともに、各関係機関との連携を一層強化し、今後も地域農業の維持と活性化を推進してまいります。

次に、象潟・前川地区基盤整備事業についてであります。

基盤整備事業につきましては、本年5月に推進協議会を発足し、事業説明会を開催してまいりましたが、協議会員の御尽力により、100%の同意を得ることができました。これにより、事業実施に向けて10月15日には協議会から市に要望書が提出され、市では、事業採択に向けて11月12日に秋田県に対して申請書を提出しております。

次に、冬季の道路除雪についてであります。

12月1日から冬期間の道路除雪体制をとっております。

去る11月16日に委託業者等との「除雪会議」を開催し、安全かつ効率的な除雪作業が実施できるように打ち合わせを行っております。直営作業班を初め個人を含む14社体制で、降雪時の円滑な歩行と車両通行の確保に努めてまいります。

次に、各種イベントの開催状況についてであります。

10月6日から11月11日まで、第6回ビエンナーレにかほ絵画コンテストを開催しております。



今回は、神奈川県や宮城県など県内外から20点の応募があり、仁賀保高原や元滝伏流水、鳥海山など、市内各所の風光明媚な観光スポットが描かれております。

にかほっとフードコートを展示会場としており、来場された多くの方々から観賞していただきました。

10月7日に開催予定でありました第17回「鳥海山グルッと一周MTBサイクリング」は、県内外から119名の申し込みがありましたが、台風25号の影響で中止となりました。

本大会は、サイクリングだけでなく、前日の交流会も名物行事として定着しており、約60名の選手らで来年の開催を楽しみにしながら交流を深めました。

主催者のかほ市スポーツイベント開催実行委員会では、参加規模の拡大を図っていく意向であり、スポーツを通じた交流人口の拡大につながることを期待しております。

10月13日・14日の2日間、ねむの丘20周年記念「秋の収穫祭」と、第3回「にかほっとクラフト市」を開催しております。

秋の収穫祭では、新米餅つき体験や鳥海山・飛島ジオパーク認定商品の販売などが行われ、クラフト市では、県内外の工芸作家ら33店舗が出店し、家族連れなど約6,000人で賑わいました。

市では、市内の観光スポットなどを題材にした缶バッジの製作体験ブースを設置し、900個以上が作られる人気となりました。

次に、ガス事業の民営化についてであります。

6月25日に第1回にかほ市ガス事業譲渡先選定委員会を開催し、募集要項等について意見や提言などをいただき、その後、東北経済産業局との協議を経て、7月16日に業界新聞、翌17日には市ホームページを通じて募集を行いました。

その結果、2事業者から応募があり、10月2日の第3回選定委員会の資格審査で双方とも第1次合格者となり、10月24日と25日には現場説明会を行っております。

今後の予定としては、1月中旬に事業提案書等の提出を受け、2月中旬から下旬の第2次審査において最優秀提案者を選定し、その審査結果を踏まえ、市が優先交渉権者を決定した後、基本協定と事業譲渡仮契約を締結します。そして、市議会の承認をいただいた後に本契約となり、移行準備に取りかかることとなります。引き続き、市のホームページ等で随時進捗状況をお知らせしながら、32年4月1日から民営化を目指してまいります。

次に、新年度の職員採用についてであります。

31年度は、一般行政職員として大学卒業者1名、高校卒業者4名の合計5名の採用を予定しております。

採用後は、公務員としての必要な研修を行い、市民の負託に応えられるよう育成してまいります。

最後に、31年度の予算編成方針について申し上げます。

日本経済は、緩やかな回復基調が続き、アベノミクスの推進により、名目GDPと実質GDPはともに過去最大規模まで拡大し、需給ギャップは内外需用の増加により、今後もプラス基調で推移すると見られています。

その一方で企業の人手不足感は、バブル期以来の水準まで強まっており、少子高齢社会において

持続的な成長経路を実現していくためには、質・量の両面での人材確保とともに生産性の向上が喫緊の課題となっております。

地方財政については、地方の財政運営に必要となる一般財源の総額を30年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保しつつ行政サービス改革を推進し、公共施設等の老朽化対策等の適正管理、財政状況の「見える化」、公営企業会計の適用拡大、公営企業の経営改革など、地方公共団体の財政マネジメントを強化するとしております。

本市の財政については、歳入において、自主財源の根幹をなす市税は、人口減少や景気の先行きの不透明感などから今後も大幅な増収を見込めず、地方交付税も合併特例加算の段階的縮減により、さらに減額されるなど厳しい状況が続く見込みであり、財政規模の縮小は避けられない状況にあります。

一方、歳出においては、少子高齢化の進行などによる社会保障費の増加や公共施設等の老朽化対策等に係る経費の増大、加えて消費税引き上げなどにより歳出超過が懸念されます。

今後の人口減少社会を見据え、将来世代への過度な負担を残さず健全な財政状況を維持するため、国・県の取り組みと歩調を合わせ、財源の適正配分により収支の均衡を図りながら財政運営に取り組む必要があります。

来年度予算の編成においては、健全財政の確保を前提にし、公約に掲げた政策をスピード感を持って推進することはもとより、「第2次にかほ市総合発展計画」及び「にかほ市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる諸施策を積極的に推進することとしますが、事業の統廃合や民間活力の導入、業務の簡素化、効率化などを常に念頭に置き、発想の転換や創意工夫を図るとともに、全ての事業に対して効果検証を行い、廃止・縮小・統合も含め抜本的な経費の見直しを図ることとしております。以上です。

●議長（佐藤元君） 次に、教育行政報告を行います。教育長。

【教育長（齋藤光正君）登壇】

●教育長（齋藤光正君） それでは、教育行政報告をいたします。

小・中学生等の活躍についてであります。

「わたしの主張2018 第40回少年の主張 秋田県大会」において、仁賀保中学校2年齋藤美穂さんが、題「本当の平和とは」で最優秀賞に輝き、全国大会で努力賞を受賞しております。

第38回全国中学生人権作文コンテスト秋田県大会では、金浦中学校2年藤島帆花さんが、題「『変』は個性」で最優秀賞の一つである秋田魁新報社賞を受賞しております。

また、「子ども人権デーの集い」が、10月31日に象潟中学校を会場に開催され、人権標語と人権作文の最優秀賞作品の発表などが行われております。税務署が主催する中学生の「税についての作文」では、仁賀保中学校3年佐藤りいこさんが、題「税金、それは助け合い」で最高位である東北地区納税貯蓄組合連合会会長賞を受賞しております。

また、今年度、本市の全ての小・中学校で租税教室を開催し、租税教育の推進に寄与したとして、教育委員会が本荘税務署長より感謝状をいただいております。

第68回本荘由利児童・生徒理科研究発表会では、金浦小学校5年佐藤元紀さんが最優秀賞を受賞し、

全県大会に出場しております。

スポーツ面での活躍も顕著であり、9月に開催された本荘由利中学校秋季体育大会では、サッカーでは仁賀保中学校が優勝、象潟中学校が準優勝に輝き、全県大会でも両校が3位に入賞しております。

また、女子ソフトテニスと女子柔道個人で象潟中学校が優勝しており、来年度の活躍を大いに期待するところであります。

最後に、「地域学校協働活動」の推進に尽力したことが認められ、院内小学校が文部科学大臣表彰を受賞し、12月3日に文部科学省で表彰式が行われました。

また、金浦中学校が交通安全優良学校として、全日本交通安全協会より推薦を受け、来年1月に東京で開催される第59回交通安全国民運動中央大会で表彰されることになりました。

にかほ市公開授業研究会と県外からの研究視察等についてであります。

今年も実りの秋にあわせて県外から多くの研究視察がありました。

今年度も大阪狭山市から教員2名が本市を訪問し、11月5日から9日までの5日間、平沢小学校と仁賀保中学校に勤務し、両校の教員と同様の活動しながら本市の教員の授業づくりや学級経営、さらには学校組織のあり方などを実際に体験しました。特に、子ども主体の授業づくりに深く感銘を受けておりました。

大阪狭山市とのこのような体験型の交流は、今年で4年目を迎えております。また、これとは別に11月9日には、狭山中学校から校長を含む4名の教員が訪れ、仁賀保中学校の授業を参観し、学校経営やコミュニティ・スクールのあり方について熱心に研修しております。

11月6日には金浦中学校、16日には平沢小学校を会場に、市委嘱公開授業研究会を開催しました。この研究会には、仁賀保高校の教員や新たに大阪狭山市から3人の教職員のほか、松島町、遊佐町から教育関係者が来校し、協議会では積極的な意見交換がなされました。

さらに、11月15日に金浦中学校で、20日に金浦小学校で開催された「拠点校・協力校英語授業改善事業」公開研究会にも大阪狭山市を初め県内外から数多くの教育関係者が来校し、中学校英語科や小学校英語活動の授業について、子どもたちの学ぶ姿を通して協議し合うことができました。

このほかに中学校区の研究会も開催しており、本市の子どもたちの学力向上に向けて、充実した研修を行っております。

文化講演会についてであります。

9月30日、ゴボウ茶など独自の健康法で有名ながん専門医南雲吉則氏を講師に迎え、「ナグモ流若返り健康法」を演題に、仁賀保勤労青少年ホームにおいて開催したところ、151人の来場がありました。

講演では、この30年の間に、がん患者数・がんによる死亡者数ともに倍増しているという日本の現実と向き合い、医師として取り組んできたことから生まれた「がんから命を救う食事と生活」の指導を語られました。

がん死亡率を減らしたいという講師の熱い思いに、聴衆の方々は時間を忘れて聞き入ってしまう講演会でありました。

市民文化祭についてであります。

芸術文化活動の成果の発表や市民の芸術文化に触れる機会を創出するために、延べ6日間の日程で開催しました。10月13日に音楽祭、20日・21日に芸能祭、27日から29日までは各種展示や体験で、期間を通して無料開放したフェライト子ども科学館、白瀬南極探検隊記念館、象潟郷土資料館、仁賀保勤労青少年ホーム展示室への来館者、スマイルでの健康まつりと合わせ1万1,157人の来場がありました。

ばんばひろふみ・太田裕美コンサートについてであります。

11月4日、歌手のばんばひろふみさんと太田裕美さんのコンサートが仁賀保勤労青少年ホームにおいて開催されました。チケットの前売り券は、373枚全て完売し、ホールは満席となりました。このようなコンサートは2年に一度開催しておりますが、会場は大いに盛り上がり、聴衆の方々に喜んでいただきました。

池田修三木版画展 まちびと美術館「ハーモニー」についてであります。

まちびと美術館は、市内の公共施設や象潟地域の店舗等に池田修三作品を展示し、まちを巡りながら作品を鑑賞してもらうもので、今回は10月27日から11月11日まで開催しました。

主会場の象潟公会堂では、象潟小学校5年生の版画作品や象潟中学校3年生の木版画挑戦レポート、公民館自主学習グループのアレンジフラワーなども展示し、さらには仁賀保高校茶華道部の呈茶のサービスも行っていただきました。

また、ボランティアの皆さんから会場の受付や来場者への解説なども行っていただき、期間中、公会堂には1,136人が訪れております。

今後も地域の学校や自主学習グループなどと連携するとともに、市内外に広くボランティアを募り、まちびと美術館の充実と観覧者の拡大を図って参ります。

2018年日独青少年指導者セミナー交流についてであります。

日本スポーツ少年団が主催する「日独青少年指導者セミナー交流」として、マティアス氏を団長とするスポーツ少年団指導者7名が、11月8日から12日までの5日間の日程で本市を訪問しております。

滞在期間中は、スポ少関係者宅にホームステイをしながら、スポ少活動、中学校の部活動及びTDK歴史みらい館などの見学、また、文化交流などのプログラムをホームステイ先の家族と一緒に体験されました。

11月10日には、スポーツ少年団全団交流会が仁賀保体育館において行われ、ドイツ訪問団の方々は積極的に子どもたちの中に入り、一緒にゲームを行うなど、素晴らしい交流ができたものと感じております。

にかほ市発明工夫・未来の科学の夢絵画展についてであります。

児童の創意工夫や科学に対する関心を高めることを目的に、平成30年度にかほ市発明工夫・未来の科学の夢絵画展を開催しました。

応募のあった作品を市民文化祭会場に展示しましたが、特に優れた作品として、発明工夫の12点を秋田県発明展に、夢絵画の20点を全国未来の科学の夢絵画展に出品しました。その中で、第67回秋田県発明展児童生徒の部において、平沢小学校6年原田羅夢さんの作品が齋藤憲三・山崎貞一奨励

賞を受賞しております。受賞作品は、第77回全日本学生児童発明くふう展に出品されます。

フェライト子ども科学館のリニューアルについてであります。

今年度、フェライト子ども科学館が開館20周年を迎えることから、施設の一部をリニューアルいたします。

リニューアルする主な箇所は、「ファンタジーシアター」「風のワンダータウン」「実験コーナー」の3カ所で、1月16日から3月20日まで工事が行われる予定です。

この期間、有料の展示室には入ることはできませんが、幼児専用の児童遊戯室は、火曜日から金曜日まで使用することができます。

白瀬南極探検隊記念館の企画展についてであります。

今年は、我が国の南極観測隊が昭和43年に昭和基地から陸路で南極点到達を果たして50年目となります。それを記念し、企画展「南極点への道～白瀬の心を受け継いだ齋藤憲三・村山雅美～」を10月23日から開催しております。

南極点到達を果たした第九次南極観測隊を率いた村山雅美氏を初めTDK創業者の齋藤憲三氏、そして、元内閣総理大臣中曽根康弘氏らの南極観測にまつわる資料を展示しております。

白瀬南極探検隊の果たし得なかった南極点到達にかける先人の熱い思いや、当時の複雑な社会情勢など、さまざまな背景を感じ取っていただける内容となっておりますので、多くの皆さんに御覧いただきたいと考えております。以上であります。

●議長（佐藤元君） これで市政報告を終わります。

暫時休憩いたします。11時まで休憩いたします。

午前10時52分 休 憩

---

午前11時00分 再 開

●議長（佐藤元君） 会議を再開します。

日程第4、報告第3号専決処分の報告について（専決第12号）及び日程第5、報告第4号にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告についての報告2件、日程第6、議案第80号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてから日程第25、議案第99号平成30年度にかほ市水道事業会計補正予算（第4号）についてまでの議案20件、計22件を一括議題とします。

朗読を省略しまして、当局からの提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） では私から、提出議案についての要旨の説明をさせていただきたいと思えます。

まずは、報告第3号専決処分の報告について（専決第12号）についてです。

平成30年10月5日に発生した委託運転手の職務中に車両に与えた事故について、平成30年11月19

日付で賠償額が決定し、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行ったことから、同条第2項の規定により報告するものであります。

続いて、報告第4号にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告について。

第26期決算並びに第27期事業計画及び予算について、地方自治法の規定に基づき報告するものであります。

続いて、議案第80号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について及び議案第81号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、以上2件については、市議会議員、特別職で常勤のもの、それぞれの期末手当の支給率について、一般職の職員に準じて改定を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第82号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

秋田県人事委員会の勧告に準じて一般職の職員の給与、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の改定等を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第83号にかほ市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例制定について。

過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域に該当した本市における産業を振興させ、経済の活性化及び雇用機会の創出を図るため、条例を制定しようとするものであります。

議案第84号にかほ市公の施設における浴室の使用に係る関係条例の整備に関する条例制定について。

公の施設における浴室の使用に関し、所要の規定の整備を行うため、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第85号にかほ市市営住宅条例の一部を改正する条例制定について。

公営住宅法施行令の一部を改正する政令による公営住宅法施行令の一部改正等に伴い、にかほ市市営住宅条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第86号本荘由利広域市町村圏組合規約の一部変更について。

本荘由利広域市町村圏組合の共同処理をする事務を変更するため、組合規約の変更について関係市と協議するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

議案第87号秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について。

大仙美郷環境事業組合が平成31年3月31日に解散する、このことに伴い、秋田県市町村総合事務組合の構成団体の数を減少させること及び規定の整備を行うため、組合規約の変更について関係地方公共団体と協議するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第88号平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）について。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,605万円を追加し、総額をそれぞれ138億8,889万9,000円とするものであります。

議案第89号平成30年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第3号）について。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ26万9,000円を追加し、総額をそれぞれ9,097万4,000円とするものであります。

議案第90号平成30年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ9万6,000円を減額し、総額をそれぞれ14億3,366万7,000円とするものであります。

議案第91号平成30年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5万6,000円を追加し、総額をそれぞれ4億3,213万2,000円とするものであります。

議案第92号平成30年度にかほ市ガス事業会計補正（第2号）について。

収益的支出については、その予定額に147万5,000円を追加し、総額を4億5,202万6,000円とするものであります。資本的支出については、その予定額に4万8,000円を追加し、総額を2億8,097万7,000円とするものであります。

続いて、議案第93号平成30年度にかほ市水道事業会計補正予算（第3号）について。

収益的支出については、その予定額に46万7,000円を追加し、総額を5億8,516万7,000円とするものであります。資本的支出については、その予定額に62万7,000円を追加し、総額を4億3,204万8,000円とするものであります。

以上、議案第88号から93号までの補正は、先ほど説明しました条例改正に伴う人件費の計上と人事異動に伴う人件費の調整であります。

続いて、議案第94号平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）について。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,686万4,000円を追加し、総額をそれぞれ139億7,576万3,000円とするものであります。

歳入の主なものは、土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金を配分減により9,575万2,000円減額しております。

歳出の主なものは、商工費では、商工振興費に株式会社プレステージ・インターナショナル新拠点施設建設に係る用地取得費など、合わせて6,687万3,000円を追加しております。

土木費では、道路橋梁新設改良費で合計8,600万5,000円を減額しております。歳入で申し上げたとおり、社会資本整備総合交付金の配分減のためであります。

続いて、議案第95号平成30年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）について。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,032万4,000円を追加し、総額をそれぞれ28億3,904万円とするものであります。

主な補正内容は、一般被保険者高額療養費の増額を見込み、保険給付費など歳入歳出予算を増額補正するものであります。

議案第96号平成30年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ662万3,000円を追加し、総額をそれぞれ14億4,029万円とするものであります。

主な補正内容は、歳出予算において、各施設の光熱水費及び機械修繕工事費などを増額補正するものであります。

議案第97号平成30年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ679万2,000円を追加し、総額をそれぞれ4億3,892万4,000円とするものであります。

主な補正内容は、歳出予算において、各施設の光熱水費及び修繕料などを増額補正するものであります。

議案第98号平成30年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第3号）についてであります。

収益的収入及び支出については、収益的収入の予定額に300万円を追加し、収益的収入の総額を5億356万1,000円とし、収益的支出の予定額に500万円を追加し、収益的支出の総額を4億5,702万6,000円とするものであります。これは原料価格の上昇に伴う補正であります。

議案第99号平成30年度にかほ市水道事業会計補正予算（第4号）について。

収益的収入及び支出については、収益的収入の予定額に180万円を追加し、収益的収入の総額を5億8,696万7,000円とするものであります。

主な補正の内容は、浄水場など水道施設における設備機器の不測の事態に対応するための修繕費を補正するものであります。

以上、議案の要旨について御説明を申し上げましたが、補足説明については担当の部課長等が行いますので、よろしく御審議をくださいますようお願いをいたします。以上です。

●議長（佐藤元君） 次に、担当部長から主な項目についての補足説明を行います。

初めに、報告第3号について総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正春君） それでは、報告第3号専決処分の報告について（専決第12号）につきまして補足説明を申し上げます。

議案綴りの2ページをご覧ください。

この専決処分の報告につきましては、市の委託運転手が職務上に与えた事故による損害賠償の額を2万3,963円と決定し、損害賠償の相手方の岩手県盛岡市東仙北1丁目12-15、株式会社広田薬品販売代表取締役松田秀彦氏との間で、このたび11月19日付で示談が成立し、同日付で専決処分をしましたので、地方自治法の規定に基づきまして議会に対して御報告をするものでございます。

事故の経緯につきましては、10月5日午後3時30分ごろ、にかほ市両前寺家ノ浦地内の市道におきまして、市バスが平沢地区の敬老式が終了した後に両前寺で乗客数名を降ろし、再び発進し始めた際に対向する相手車が前方カーブを曲りながら市バスに向かってきて、市バスは左側ぎりぎりまで車を寄せてブレーキを踏んでおりましたが、相手車の運転席側が市バスの運転席側に接触をしたものでございます。

この事故により、幸いにも乗車しておりました敬老式に出席した24名の乗客及び乗員、相手方の運転手には、けがはございませんでした。

また、事故の原因としましては、相手側の運転手が車内の虫に気を取られ、下を向いていて、市バスに接触したことによるものであります。

なお、今回の事故につきましては、道路中央を越えてきた相手の過失によるものではありませんが、市バスも完全には停止していなかったという理由で保険会社双方の話し合いにより、過失割合は本



市が3割、相手方が7割ということになったものでございます。

日ごろから市バスの運転手並びに市職員については、安全運転の呼びかけはしておりますが、さらに安全運転の啓蒙及び指導の徹底をしてみたいと考えております。

報告第3号の補足説明は以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、報告第4号について、商工観光部長。

●商工観光部長（佐藤豊弘君） それでは、報告第4号にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告について補足説明いたします。

配付しておりますお手元の資料に基づきまして、平成29年10月1日から平成30年9月30日までの第26期決算報告と第27期事業計画、予算について御説明いたします。

決算資料は、はまなす事業部、ねむの丘事業部、そして二つを合算しましたにかほ市観光開発株式会社の決算を表記しております。

初めに、1ページをお開きください。

貸借対照表でございます。決算日、平成30年9月30日現在における資産と負債及び資本の状況でございます。表の左側が資産の部でございます。資産の部の上から3段目、左の科目、流動資産の合計が2億192万7,051円で、これに中段の科目、固定資産の合計1,539万8,696円を加えた科目の一番下になりますが資産合計は、はまなすとねむの丘の合計2億1,732万5,747円でございます。

また、表の右側、負債の部になりますが、科目、一番上の流動負債の合計が5,338万9,035円で、科目の固定負債の合計の965万4,132円を加えた科目中段になりますが、負債合計が6,304万3,167円でございます。

純資産の部では、資本金と利益剰余金を合計した純資産合計が、下から2段目の右側になりますが、1億5,428万2,580円でございます。

記載にはございませんが、前期と比較いたしますと、流動資産で約779万円、3.7%の減、固定資産に関しましては約538万円、約26%の減で、合計で資産の部に関しましては約1,317万円、5.7%の減でございます。

負債の部では、流動負債は約1,057万円、約16.5%の減、固定負債は約446万円、約31.6%の減、負債合計は約1,503万円、約19.3%になりますが、その減でございます。

純資産の合計では、約187万円、前期比約1.2%の増でございます。前資産2億1,732万5,747円における純資産1億5,428万2,580円の割合、いわゆる自己資本比率は70.1%で4ポイント増加しております。

次に、2ページをお開きください。

損益計算書です。上段、科目の営業損益の部、売上高でございますが、飲食収入、売店収入、宿泊料、入浴料などで合計6億7,806万6,087円となっております。この額から食事等の材料費、商品仕入れなどの売上原価を差し引いた科目の中段、売上総利益金額は3億5,343万4,037円でございます。この額から3ページに記載しております販売費及び一般管理費の合計、一番下の方の右側になりますが、3億5,260万7,837円を差し引いた営業利益金額、こちら2ページに戻りまして中段下になりますが、こちらが82万6,200円となります。これに受取利息、雑収入の営業外収益を加えた経常利

益金額、2ページの下から7段目になりますが、こちらが278万1,744円となり、さらにその下の特別利益1万2,000円を加えて、これから法人税、住民税額の92万5,700円を差し引いた一番下の右側になりますが、当期純利益金額は186万8,044円、これが第26期における純利益でございます。

このうち、はまなす事業部では、寒波、猛暑、台風など繁忙期の悪天候もありまして、宿泊部門が減少し、宴会等の増加があったものの宿泊客料理とレストランの飲食部門の売り上げが大幅に減少いたしました。また、ねむの丘事業部では、同じく天候による影響が大きく、ガソリンの値上げなどもある中、客足は大きく落ち込み、特に売り上げの伸びる5月、8月、9月の売り上げ減少が影響しました。部門別では、レストラン、宴会部門の減少が大きく、売店部門も減少いたしました。このため、にかほ市観光開発株式会社側から指定管理者基本協定及び年度協定で定められた施設使用料の減額免除規定に沿って、平成30年9月18日付で施設使用料の減額の申請がございました。検討の結果、当初、約1,604万円であった使用料を半額の約802万円に減額しております。決算報告書では3ページの下から3段目の土地建物賃借料の一部がそれに当たることとなります。この処理に関しましては、補正予算の中でも歳入の商工使用料の行政財産使用料と歳出観光施設費の積立金の減額補正を計上しておりますので御承知おきください。

次に、第27期の事業計画でございます。

事業期間は、平成30年10月1日から平成31年9月30日までです。

6ページ、7ページが、はまなす事業部の事業計画でございます。

6ページになりますが、はまなす事業部では、休息・宿泊機能と地域住民の健康増進の向上を通じた地域との連携により、観光拠点施設としての役割を担うため、ご覧の5項目の重点目標を掲げて施設管理運営をいたします。

次に、7ページをご覧ください。事業予算になります。

収入の部では、宿泊の食事・宴会等の飲食収入や売店、宿泊、休息、入浴料などで合計は1億8,300万円でございます。

支出の部では、売上材料費、人件費、維持管理費等で合計1億8,181万円でございます。

経常利益は収入支出の差し引きで120万円を見込むものでございます。それぞれの項目の備考欄に、その内容を付記しておりますので御確認ください。

次に、8ページをお開きください。

ねむの丘事業部では、道の駅の基本機能であります情報発信、地域との連携、休息機能の役割、さらには重点道の駅としての役割を果たすため、ご覧の5項目の重点目標を掲げて施設管理運営をいたします。

9ページでございます。事業予算ですが、収入の部では、宴会、レストラン等の飲食収入や売店、入浴料などで合計5億1,010万円でございます。

支出の部では、売上材料費、人件費、維持管理費等で合計は5億880万円でございます。

経常利益は、収入支出の差し引き300万円を見込むものでございます。

以上が報告第4号についての補足説明でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第80号から議案第83号について、総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正春君） それでは、議案第80号から議案第83号までの4件の議案につきまして補足説明を申し上げます。

はじめに、議案第80号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について及び議案第81号にかほ市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について並びに議案第82号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての3件の議案につきまして、関連がありますので一括して補足説明を申し上げます。

今年度の秋田県人事委員会では、県内における月例給の公民格差349円、0.09%を解消するため、若年層に重点を置いて月例給の水準を引き上げることにしております。

また、期末勤勉手当につきましては、県内民間の特別給、いわゆるボーナスでございますが、この支給割合4.23月に見合うよう職員の年間支給月数を0.1月引き上げ4.25月とするなどの勧告がなされております。

なお、県では開会中の秋田県議会12月議会に関係条例の改正議案が上程されているところでございます。

そこで、本市としましては、これまでの対応と同様に、秋田県人事委員会の勧告内容に準拠することとし、また、県が12月県議会に提案している内容に倣い、本市職員等の給与改定等を提案することとしたものでございます。

次に、改正の内容につきまして御説明をいたします。

議案綴りの4ページから7ページまでの議案第80号及び議案第81号につきましては、それぞれ市議会議員、市長、副市長、教育長等へ支給する期末手当について、一般職に準じて改正しようとするものでございます。

改正の内容は、それぞれの条例における期末手当の支給月数を一般職の勤勉手当の支給月数0.1月の引き上げと同様に、現行の「100分の155」から「100分の160」に0.05月を均等に引き上げることにより6月と12月を合わせた年間で0.1月引き上げる改正をしようとするものでございます。

また、それぞれの附則の改正は、平成30年12月に支給する期末手当に関する特例措置として、本年12月の期末手当の支給に限り、改正後の支給率「100分の160」を「100分の165」として支給する規定であります。

これにより、平成30年度の期末手当の年間支給月数は現行の「3.1月」から0.1月を上げました「3.2月」となるものでございます。

なお、それぞれの条例は公布の日から施行し、12月期の期末手当支給の基準日12月1日から適用するものでございます。

続きまして、議案綴りの8ページの議案第82号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明をいたします。

先ほど申し上げましたとおり、本市では、秋田県に準じた改正内容としております。

議案綴りの9ページをご覧ください。

主な改正内容は、9ページの第1条の改正につきましては、第22条第1項の改定について、宿日直勤

務を命ぜられた職員に支給する宿日直手当を1回につき4,200円を超えない範囲で規則で定めているものを「4,400円」に引き上げようとするものでございます。また、附則第21項を削る改正につきましては、当分の間、職員の給料月額に給料表の給料月額に100分の0.81を乗じて得た額を加算した額としておりましたが、このたびの給料表の改正により削除するものでございます。

なお、9ページから12ページの中段までは別表1で一般行政職1及び消防職、12ページ中段から19ページ中段までは別表第2及び別表第3で医療職、19ページ中段から23ページ中段までは別表第4で一般行政職2の改正後の給料表となっておりまして、月例給で県の公民格差に準じて市職員の格差を解消するため、若年層に重点を置いて水準を引き上げようとするものでございます。

次に、23ページの中段をご覧ください。第2条の改正につきましては、55歳以上の一般行政職1及び消防職の6級と7級並びに一般行政職2の4級の特定職員を平成30年12月31日までの間、給料月額を100分の1減額してきているものを廃止することにより、第23条第1項及び第4項並びに第26条第1項及び第2項に引用している部分を削るとともに附則の第17項から第20項までを削る改正を行うものがあります。

次に、その下の第3条の改正につきましては、第23条第2項中の一般職等の期末手当の支給額について、現行では期末手当基礎額に6月に支給する期末手当は100分の117.5、12月に支給する期末手当は100分の132.5の合わせて100分の250を乗じて得た額としておりましたが、年間総支給月数は変えずに、6月及び12月ともに100分の125を乗じて得た額に改めるものでございます。

また、第3項の再任用職員の期末手当の支給額については、一般職と同様に、年間総支給月数100分の140は変えずに、6月及び12月とともに100分の70を乗じて得た額に改めるものであります。

次に、24ページ上段の第26条第2項第1号の改正につきましては、一般職の勤勉手当の支給月を現行の6月及び12月ともに100分の82.5とあるものを100分の87.5に改めようとするもので、6月と12月の支給月数を均等に0.05月引き上げることにより年間の支給月が0.1月引き上げようとするものであります。

その下の同項第2号の改正については、再任用職員の勤勉手当の支給月について、6月及び12月とともに100分の40とあるものを100分の42.5に改めようとするもので、6月と12月の支給月数を均等に0.025月引き上げることにより、年間の支給月が0.05月引き上げようとするものでございます。

なお、附則第1項により、この条例は公布の日から施行するものでございますが、第1号では第2条及び附則第5項及び第6項の規定については平成31年1月1日から施行するものとし、また、第2号では第3条の規定については平成31年4月1日から施行するものでございます。

また、附則第2項は、改正後の給料表は平成30年4月1日から適用することとし、第4条の規定は期末勤勉手当の基準日であります平成30年12月1日から適用するものであります。

また、附則第3項は、平成30年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置を、第4項には、給与の内払いに関する規定をそれぞれ定めるものであります。

さらに附則第5項のにかほ市職員の育児休業等に関する条例の一部改正及び附則第6項のにかほ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、それぞれ一般職の職員の給与に関する条例の一部改正により関連する附則を削るものでございます。

次に、配付いたしております資料につきまして御説明をいたします。A3版の縦版の資料でございます。

資料は、ただいま申し上げました改定内容について金額で表したものでございます。上段の資料1は、議案第80号関係の議員報酬の条例改正に伴う期末手当比較表となっております。支給月数は平成30年度の現行では、合計で3.1月となっておりますが、改正後は、C欄のとおり6月、12月ともに1.6月で合計3.2月となります。なお、平成30年12月に支給される期末手当は、B欄のとおり0.1月が加算された1.65月の特例により、平成30年度においても合計3.2月の支給となるものでございます。それに伴います支給金額を議長、副議長、議員と掲載しておりますが、議員1人当たりの支給金額は、今回の改正により12月期末手当はB欄の特例措置により47万4,375円で、改正前と比較し2万8,750円の増額となり、平成32年度以降はC欄に記載のとおり、同じく年間で2万8,750円の増額となるものでございます。

次に、その下段の2は、議案第81号関係の特別職の給与条例改正に伴う期末手当比較表であります。市長等特別職の給与条例改正に伴う期末手当比較表となっております。金額は、議員とは違いますが、同様の改正内容となりますので説明は割愛させていただきます。

次に、その下段、3の議案第82号関係、一般職員の給与条例改正に伴う給料月額期末勤勉手当比較表となっております。上段の表は、平成30年4月1日から適用する給与表の改定による改定額を記載したものであり、一般行政職1で平均改定率0.1%増で職員297人の1人当たり改定額は月額484円となるものでございます。中段の表は、期末勤勉手当支給額の状況でございますが、B欄に記載のとおり平成30年度は12月の期末手当を0.1月引き上げ0.925月としております。また、下段の表は、期末勤勉手当の支給額となりますが、表の縦に支給期を、表の横に平成30年度現行、平成30年度特例措置による額、差し引き増減額、1人当たり平均増減額としております。この表では、12月勤勉手当について0.1月引き上げとなり、職員数297人の1人当たり給料改定も含め、平均3万4,966円の増額となるものでございます。

次に、その下段の4は、今回の給与改定による影響額の年額でございます。年齢別に職員5人の給料及び勤務手当の改定による改正前との比較額を記載したものでございます。

議案第80号及び議案第81号並びに議案第82号の補足説明は以上でございます。

引き続きまして、議案第83号にかほ市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例制定についての補足説明を申し上げます。

議案綴りの26ページをご覧ください。

この条例制定の趣旨としましては、第1条に規定しておりますとおり、本市が過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域に指定されたことに伴い、業種や取得費等の一定要件のもと、事業者が新設または増設した設備に係る固定資産税の課税免除の適用ができることになりました。このことを受けまして必要な措置を講ずることにより、過疎地域の自立促進を図るとする過疎法の目的に従い、対象者に係る課税免除を実施し、本市の産業振興と雇用の拡大を図るため、地方税法の規定により固定資産税の課税免除条例を新たに定めるものでございます。

制度の概要につきましては、第2条に規定しておりますとおり、青色申告書を提出する個人及び法

人が過疎地域の指定の公示日以降、市内において製造の事業、農林水産物販売業、旅館業の用に供する設備等で取得価格の合計額が2,700万円を超えるものを新設または増設した場合に、当該特別償却設備である機械及び装置並びに建物及びその附属設備、当該建物の敷地である土地に係る固定資産税を新たに課されることとなった年度以降3ヵ年度、申請により課税を免除するものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で議案第83号の補足説明といたします。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第84号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（阿部聖子君） それでは、議案第84号にかほ市公の施設における浴室の使用に係る関係条例の整備に関する条例制定について補足説明を申し上げます。

議案綴り29ページをご覧ください。

本条例は、にかほ市総合福祉交流センター条例、にかほ市老人憩の家条例、にかほ市農業関連施設条例及びにかほ市鶴泉荘条例において、同様の改正を一括して行うものでございます。

改正の内容は、平成17年10月の合併時に制定した各条例の別表備考に、「にかほ市で定めた老人入浴日の老人（65歳以上）の浴室利用は無料とする」と規定されておりますが、老人入浴日の定めがないまま現在に至っております。また、高齢者の入浴事業につきましては、平成18年3月に制定したにかほ市高齢者ほかほか入浴事業実施要綱により、同4月より70歳以上の方を対象に、毎月第2・第4木曜日を高齢者無料入浴日とし、現在まで実施してきており、条例上の疑義を解消するため、関係する各条例別表の備考に定める「にかほ市で定めた老人入浴日の老人（65歳以上）の浴室利用は無料とする」を削除するなど、所要の規定の整備を行うものでございます。補足説明は以上です。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第85号について、農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（土門保君） それでは、議案第85号にかほ市市営住宅条例の一部を改正する条例制定につきまして補足説明をいたします。

議案綴りは30ページと31ページでございます。

所得税法の改正によりまして、所得制限が設けられていなかった「控除対象配偶者」が「同一生計配偶者」に名称変更されるとともに、同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である居住者の配偶者が新たに「控除対象配偶者」として定義されました。また、老人控除対象配偶者につきましても同様に居住者の合計所得金額が1,000万円以下という所得制限が設けられました。

公営住宅制度においては、所得税法の改正後も従来どおり人的控除に合計所得金額の上限を設けないこととするため、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「老人控除対象配偶者」を「同一生計配偶者が70歳以上のもの」に改正されましたことから、にかほ市市営住宅条例では、収入の定義を「公営住宅法、公営住宅施行令第1条第3号に規定する収入による」と改めるものでございます。補足説明は以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第86号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（阿部聖子君） 議案第86号本荘由利広域市町村圏組合規約の一部変更について補足説明申し上げます。

議案綴りは32ページ、33ページをご覧ください。

この議案は、由利本荘広域市町村圏組合の共同処理する事務を変更するため、関係市と協議するに当たり、地方自治法第290条の規定に基づきまして議会の議決を求めるとでございます。

内容としては、規約第3条に組合の共同処理する事務が第1号から第9号まで指定されておりますが、現在、由利本荘市に委託し実施しております休日応急診療所の設置及び管理を由利本荘市に移管するため、第3条第5号中「休日応急診療所の設置及び管理運営並びに」を削ることに伴い、組合規約を変更しようとするものでございます。

附則といたしまして、この規約は、知事の許可を受け、平外31年4月1日からの施行としております。補足説明は以上です。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第87号から議案第93号について、総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正春君） それでは、議案第87号から議案第93号までの7件の議案につきまして補足説明を申し上げます。

初めに、議案第87号秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について補足説明を申し上げます。議案綴りの35ページをご覧ください。

このたびの規約の変更につきましては、大仙市と美郷町のごみ処理を行っております大仙美郷環境事業組合と仙北市の廃棄物処理施設が平成31年4月1日から大曲仙北広域市町村圏組合に一本化することになります。これに伴い、大仙美郷環境事業組合が平成31年3月31日に解散するため、秋田県市町村総合事務組合の構成団体の数を減少させること及び規定の整備を行うため、秋田県市町村総合事務組合規約を変更する必要があることから、組合規約の変更に関する関係地方団体との協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるとでございます。

議案第87号の補足説明は以上でございます。

引き続きまして、議案第88号平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）についてから議案第93号平成30年度にかほ市水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの6件の補正予算につきまして、一括して補足説明を申し上げます。

議案第88号から議案第93号までの一般会計及び特別会計等の各会計予算につきましては、先ほど御説明いたしました議案第80号から議案第82号までの条例改正に関わる予算でございます。これらは期末勤勉手当の支給月数の改定や一般職等の月例給の改定及び年度内における人事異動や扶養親族の異動とともに、これに関連した共済費を反映した人件費分について、そのほかの補正予算と区別して議案を上程したものでございます。

議案第88号から議案第93号までの補足説明は以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第94号の歳入及び歳出について、企画調整部に関することは企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐藤次博君） それでは、議案第94号の企画調整部関係の補足説明をいたします。

初めに、補正予算書の5ページをご覧ください。

第2表の繰越明許費についてであります。8款土木費の橋梁補修事業は、一部事業について年度内に事業の完了を見込むことができない1,597万4,000円を平成31年度に繰り越すものでござい

す。

次に、7ページをご覧ください。第4表の地方債補正についてであります。上段の橋りょう補修事業、市道舗装事業及び二つ下の象潟中学校線歩道整備事業につきましては、事業費の確定見込みにより減額、あるいは増額するものでございます。平沢小出2号線道路改良事業につきましては、社会資本整備総合交付金の減額により、財源調整のため起債充当を増額するものでございます。また、雪寒機械購入事業につきましても、社会資本整備総合交付金の減額により、財源調整のための増減でございます。

その下、消防団施設整備事業から一番下段の高規格救急自動車整備事業までは、実績確定見込みにより、それぞれ減額するものでございます。

続きまして、歳入の補正予算につきまして御説明いたします。

補正予算書の11ページをご覧ください。

下段の17款2項1目1節財政調整基金繰入金1億2,428万1,000円の増額は、歳入歳出予算の調整により、歳入の不足額を繰り入れするものでございます。

その下の4目1節地域振興基金繰入金200万円の増額は、福祉医療助成事業の市単独分の扶助費の増額に伴い、その財源として繰り入れするものでございます。

次に、12ページをご覧ください。

19款4項6目1節雑入の上段、地域経済循環創造事業交付金返還金250万5,000円でございます。先ほど市長の市政報告でもありましたが、この交付金は市町村が地域の金融機関などと連携しながら民間事業者による事業化段階で必要となる経費について、国、総務省から市町村を通して助成されるものでございます。

平成25年度においてさんねむ温泉、サンねむの木から奥の細道最北端滞留型観光地域経済活性化事業として、この交付金助成の申請が市にあり、それを受けて市から国へ交付申請したものでございます。この事業の内容は、サンねむの木の建物の増築工事、改修工事、それに厨房や客室の備品設備の購入などとなっております。

平成26年3月31日に国から交付決定を受け、同日に歳入歳出とも予算を26年度に全額繰り越ししております。その後、平成27年3月26日付でサンねむの木から増築工事等の事業完了に伴う補助事業実績報告書が提出され、翌日の3月27日に市による完了確認検査を実施しております。その後、平成29年1月に会計検査院による会計実地検査が実施され、その検査時において厨房設備一式が事業年度が変わった平成27年5月にリース契約していることが判明いたしました。3月に市が実施した完了確認検査では、その厨房設備が納品されていることを確認し、また、購入による業者からの請求書も確認しております。その2ヵ月後の5月にリース契約に変更され、そのことは市にも報告がありませんでしたので、市でも会計検査時に初めてその事実を知ったものでございます。会計検査院から厨房設備一式250万5,600円については、事業年度である平成26年度の支出でないこと及びリース契約によるものであることから、厨房設備の軽費は交付金の対象とは認められないと指摘を受けております。このようなことから、不適切と指摘された250万5,600円を国、総務省に返還するとともに、既に市から補助金としてサンねむの木に支出した同額分を納付していただくために今回補正計上した



ものでございます。

次に、その下、支障物件等補償費455万円のうち453万6,000円の増額は、日本海沿岸東北自動車道象潟IC以南の整備工事に伴い、市が所有する光ファイバーケーブルの移設が必要なことから、その移設工事に対する国土交通省からの補償金でございます。

20款市債につきましては、先ほど第4表の地方債補正で申し上げましたとおり、それぞれ起債事業の変更等でございます。

続きまして、歳出の補正内容につきまして御説明いたします。

13ページをご覧ください。

中段の2款1項9目企画費23節償還金利子及び割引料、地域経済循環創造事業交付金返還金250万6,000円は、先ほど歳入で説明いたしましたサンねむの木への交付金の一部を国に返還するための予算措置でございます。その下、12目15節工事請負費550万円の増額補正は、歳入で説明いたしましたとおり、日本海沿岸東北自動車道象潟IC以南の設備工事などに伴う光ファイバー移設工事費であります。

以上で企画調整部関係の補足説明を終わります。

●議長（佐藤元君） 暫時休憩します。昼食を含めて、再開を1時10分といたします。

午後0時01分 休 憩

午後1時10分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明を続けます。

次に、総務部に関することは総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正春君） それでは、私からは総務部関係の主な予算内容につきまして補足説明を申し上げます。

初めに、歳入につきまして御説明をいたします。

補正予算書11ページの中段やや下をご覧ください。14款3項1目総務費委託金4節選挙費委託金の秋田県議会議員一般選挙執行経費市町村交付金193万5,000円の増額につきましては、今年度当初予算では秋田県議会議員一般選挙、来年4月14日執行予定で予算計上しておりましたが、4月7日執行見込みとなりましたので、関連する執行経費の県からの交付金を増額計上したものでございます。

次に、歳出につきまして御説明をいたします。

予算書13ページの中段をご覧ください。2款1項1目一般管理費11節需用費の消耗品90万円の増額につきましては、今年度の組織再編に伴い、象潟庁舎で使用するコピー用紙やプリンターのトナーカートリッジなどの増加によるものでございます。その下の2款1項4目財産管理費11節需用費のうち、光熱水費180万円の増額につきましては、象潟庁舎のガス料金であります。今年夏の猛暑により冷房の使用が大幅に増加し、さらに今後、暖房の使用が本格化する中で予算の不足が見込まれることに

よるものであります。

一つ飛びまして下の14節使用料及び賃借料の事務機器等リース料130万円の増額につきましては、こちらも今年度の組織再編に伴い、象潟庁舎におけるコピー機の使用が増加し、カウンター料金の不足が見込まれることによるものであります。

続きまして、13ページの下段から14ページの上段をご覧ください。2款4項4目県議会議員選挙費の合わせて193万5,000円の増額につきましては、歳入でも御説明しましたが、秋田県議会議員一般選挙が来年4月7日に執行される見込みとなったことから、期日前投票に関わる報酬、職員の時間外手当等の関連予算を増額するものでございます。

総務部関係の補足説明は以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、市民福祉部に関することは市民福祉部長。

●市民福祉部長（阿部聖子君） 議案第94号につきまして、市民福祉部関係の補足説明を申し上げます。

初めに、歳入についてです。

10ページをご覧ください。13款1項1目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金1,648万9,000円の増額及び同じく7節生活保護費負担金525万円の増額につきましては、歳出の増加に伴い、それぞれの負担割合に応じ、国の負担金を増額補正しようとするものでございます。

10ページ下段ですが、13款3項2目民生費委託金2節国民年金費委託金495万7,000円の増額につきましては、国民年金システム改修に要する経費及び準備に要する経費に対する国10分の10の委託金を補正しようとするものでございます。

11ページをご覧ください。14款1項1目民生費県負担金1節社会福祉費負担金824万5,000円の増額は、予算書10ページ、13款1項1目1節の国庫負担金と同様の県4分の1の負担金となっております。

14款2項2目民生費県補助金4節医療給付費補助金400万円の増額は、歳出の福祉医療費の増加のうち県補助対象分の2分の1の補助金を増額しようとするものであります。

続きまして、歳出についてです。

14ページをご覧ください。ページの中段、2款7項2目交通安全対策費80万円の増額及び3目防犯街灯等対策費200万円の増額は、カーブミラーの修繕及び防犯灯の電力使用料の増加見込みにより補正するものでございます。

3款1項3目障害者福祉費20節扶助費3,298万1,000円は、障害福祉サービス及び療養介護医療給付費の増加に伴う増額補正となっております。

15ページをご覧ください。3款3項2目扶助費700万円の増額につきましては、生活保護費のうち、医療扶助費の増加に伴う増額補正となっております。

続きまして、3款4項1目国民年金事務費13節委託料496万円の増額は、国民年金システム改修に係る委託料の増加に伴い、増額補正をするものであります。同じく2目保険医療費20節扶助費1,000万円の増額につきましては、福祉医療費の増加見込みに伴い計上しているものであります。

16ページをご覧ください。中段になりますが、4款2項1目清掃総務費12節手数料100万円の増額につきましては、廃棄物処理に要する手数料見込みの増加に伴い、補正するものでございます。同じ

く2目環境プラザ運営費11節需用費500万円の増額は、施設運営に係る燃料費及び電力使用料の増加見込みにより増額補正するものであります。13節委託料1,758万4,000円の減額につきましては、各種ごみ収集運搬委託及びごみ焼却施設等運転管理委託に係る請負差額等により減額補正しようとするものであります。

市民福祉部関係の補足説明については以上です。

●議長（佐藤元君） 次に、農林水産建設部に関することは農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（土門保君） それでは、農林水産建設部関連の主なものを補足説明いたします。

初めに、歳入です。

補正予算書は10ページをお願いいたします。

中段にございます13款2項5目土木費国庫補助金9,575万2,000円の減額は、社会資本整備総合交付金の交付決定により補正いたします。

補正予算書は11ページ、中段にございます14款2項4目農林水産業費県補助金945万5,000円の増額につきましては、機構集積協力金交付事業費補助金として797万1,000円、条件不利農地を担う経営体支援事業交付金として148万4,000円をそれぞれ増額するもので、今年度の対象面積の実績見込みにあわせ、歳入の補正を行うものでございます。

次に、歳出です。

補正予算書は17ページをお願いいたします。

一番上からですけれども、6款1項3目農業振興費19節負担金補助及び交付金の945万6,000円の増額につきましては、ただいま歳入予算で説明したとおりでございます。28節繰出金679万2,000円の増額につきましては、農業集落排水事業特別会計への繰出金です。

補正予算書は19ページをお願いいたします。

8款2項3目道路橋梁新設改良費13節委託料1,240万円の増額は、橋梁点検委託料の減額及び橋梁補修設計費等の増加によりまして補正を行います。15節工事請負費9,470万円の減額につきましては、歳入で申し上げましたとおり、社会資本整備総合交付金の決定によるものでございます。18節備品購入費370万5,000円の減額は、クレーン付トラック、小型ロータリー除雪車など購入による差額金として減額いたします。

8款4項1目都市計画総務費28節繰出金662万3,000円の増額につきましては、公共下水道事業特別会計への繰出金です。

8款5項1目住宅管理費11節需用費400万円の増額は、市営住宅の設備や退去に伴う内装などの修繕料でございます。

先ほど説明の中で補正予算書17ページにございます6款1項3目農業振興費の負担金補助及び交付金のところで944万5,000円と申し上げましたけれども、945万6,000円の間違いでございますので訂正をお願いいたします。（該当箇所訂正済み）

農林水産建設部関連の説明は以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、商工観光部に関することは商工観光部長。

●商工観光部長（佐藤豊弘君） 商工観光部関係につきまして補足説明申し上げます。

初めに、10ページ、歳入でございます。お開きください。

上段、12款1項6目商工使用料3節行政財産使用料802万3,000円の減額は、午前中、報告第4号でも御説明いたしました。にかほ市観光開発株式会社と交わしております指定管理に関する協定の中での減額免除規定に沿って使用料を減額することによるものでございます。

続いて、歳出でございます。17ページをお開きください。

下段になります。7款1項2目商工振興費の9節旅費47万4,000円、その下17節公有財産購入費5,641万8,000円、それから18ページの2段目になりますが、22節の補償補填及び賠償金998万1,000円は、プレステージ・インターナショナル社の新拠点整備の用地取得に係る費用を計上したものでございます。

同じく18ページの一番上、19節負担金補助及び交付金684万1,000円は、工業振興条例補助金として4社の設備投資助成を行うものでございます。

中段よりちょっと上ですが、3目地方創生費19節負担金補助及び交付金260万円は、定住奨励金3世帯分の奨励金でございます。

続いて、同じく18ページ、中段の下、2目観光施設費11節需用費修繕料の44万3,000円は、象潟ねむの丘の屋上アルミパネルが強風によりまして破損したための修繕費でございます。その下、18節備品購入費62万7,000円は、観光拠点センターのエアコンの故障による購入費でございます。それから、25節積立金の観光振興基金積立金802万3,000円の減額は、先ほど申しました報告第4号でのにかほ市観光開発株式会社の施設使用料の減免に対応した基金積立金の減額分でございます。

下段、7款3項2目公園管理費の公園施設維持管理委託料13万2,000円は、公園遊具の点検を前倒しして発注して、利用者の利便を図るための委託料でございます。

商工観光部関係の補足は以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、消防本部に関することは消防長。

●消防長・消防署長（本間徳之君） それでは、消防関係について補足説明いたします。

補正予算書19ページをお開きください。

下段にあります9款1項1目常備消防費9節旅費であります。旅費12万9,000円の増額は、平成31年1月24日、香川県で開催される第27回全国救急隊員シンポジウムに一般財団法人救急振興財団全国救急隊員シンポジウム運営委員会より職員の派遣依頼がありましての増額であります。

以上で補足説明を終わります。

●議長（佐藤元君） 次に、教育委員会に関することは教育次長。

●教育次長（齋藤隆君） 教育委員会関係の補足説明を申し上げます。

初めに、6ページをお開きください。

第3表債務負担行為についてです。スクールバス運行管理業務委託料の債務負担行為1,643万6,000円ありますが、これは来年度のスクールバスの運行を学校が始まる4月からすぐに運行できるようにするため、債務負担行為を設定するものであります。今後の予定といたしましては、今定例会で可決されれば、1月下旬に運行業者を決めるための入札を行い、契約の上、4月からの登下校の運

行に備えたいと考えております。

続いて、歳出について説明します。

教育費の補正は、20ページからになります。

20ページ、中段の10款2項小学校費1目学校管理費15節工事請負費65万円の増額は、施設整備工事として来年度から院内小学校で特別支援学級が現在の情緒1クラスから情緒と知的の2クラスに増えることから、現在、教室として使用していない部屋を改修するための補正であります。その下の18節備品購入費20万9,000円の増額は、聴覚にハンディを抱えている児童が学校の授業で担任の声を聞き取りやすくするロジャーシステムというワイヤレス式のマイクと補聴器を購入するための補正となっております。

10款3項中学校費2目教育振興費の11節需用費33万8,000円の増額は、来年度から中学校において教科となる道徳の指導書と平成33年度からの学校指導要領改定に向けて来年度から学習内容の一部が移行される数学と理科の指導書を購入するための補正となっております。

21ページの下段、10款5項2目屋内運動施設管理費15節工事請負費90万円の増額は、金浦体育館外壁の下地となる鉄骨材が腐食し、外壁材の一部が落下したため、腐食した鉄骨材と外壁材を交換するための工事となります。

4目の海洋センター管理費15節工事請負費175万円の増額は、海洋センタープール消音熱交換機の水漏れによるプレートとバスケットの交換工事及び駐車場の外灯1基が腐食と強風により支柱の根元から折れたための交換工事となっております。

教育委員会関係の補足説明は以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第95号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（阿部聖子君） 議案第95号平成30年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）について補足説明いたします。

初めに、歳入についてです。

予算書の6ページをお開きください。

6款1項1目保険給付費等交付金1節普通交付金2,000万円の増額及び2節特別交付金32万4,000円の増額は、歳出の増額に伴い県からの交付金を歳出と同額増額補正するものであります。

続きまして、歳出についてです。

予算書は7ページをご覧ください。

1款1項1目一般管理費13節委託料32万4,000円は、システム改修に係る委託料でございます。

2款2項1目一般被保険者高額療養費2,000万円は、高額療養費の増加見込みにより増額補正しようとするものであります。

補足説明は以上です。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第96号及び議案第97号について、農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（土門保君） それでは、議案第96号平成30年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）につきまして補足説明をいたします。

補正予算書は6ページと7ページをご覧ください。

初めに歳入です。

4款1項1目一般会計繰入金662万3,000円の増額は、歳出の補正によりまして歳入歳出予算の調整を行ったものでございます。

次に、歳出です。

1款1目1目一般管理費27節公課費67万7,000円の減額は、消費税申告額確定によるものです。

2目11節需用費200万円の増額は、中継ポンプ場、マンホールポンプ場の電気料です。

3目笹森クリーンセンター費11節需用費30万円の増額は、笹森クリーンセンターの電気料です。15節工事請負費500万円の増額につきましては、停電時に自家発電からの供給切り替えのための開閉器の交換と汚泥貯留槽水中攪拌機の交換に係る費用でございます。

公共下水道事業特別会計補正予算の補足説明は以上でございます。

続きまして、議案第97号平成30年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきまして補足説明をいたします。

補正予算書は6ページと7ページをお願いいたします。

初めに、歳入です。

5款1項1目一般会計繰入金679万2,000円の増額につきましては、歳出の補正によりまして歳入歳出予算の調整を行ったものでございます。

次に、歳出です。

1款1項1目一般管理費11節需用費230万円の増額につきましては、処理場及びマンホールポンプ場の電気料として140万円、院内処理場の汚泥引き抜きポンプ及び小滝第2中継ポンプ等の修繕費用として90万円を補正するものです。12節役務費350万円の増額は、汚泥のくみ取り処分料、27節公課費99万2,000円の増額につきましては、消費税申告額の確定によるものでございます。

農業集落排水事業特別会計補正予算の補足説明は以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第98号及び議案第99号について、ガス水道局長。

●ガス水道局長（小松幸一君） それでは、議案第98号平成30年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第3号）について補足説明をさせていただきます。

2ページをお開き願いたいと思います。

収益的収入及び支出でございます。

最初に、下段の支出の方から説明させていただきます。

1款2項1目原料費についてでございます。本市の都市ガスの原料でありますLNG液化天然ガスでございますけれども、これは海外から輸入したものを購入しております。10月までの原料購入実績におきまして、為替相場や原油価格の変動によりまして当初で想定していた原油価格より購入価格が上昇傾向となっており、今後の需要想定を踏まえまして年度末までの見込みを推計し、今回500万円を増額補正するものでございます。

また、上段の収入でございます。

1款1項1目ガス売り上げ補正についてでございますけれども、都市ガスは電気料金と同様に原料費の変動に応じて料金を調整する原料費調整制度を行っております。これが原料費が上がり下がりする

ことに伴いましてガス料金が変動する仕組みとなっております。こうしたことから、今回、原料費の上昇に伴いまして料金収入も増えることから、300万円の増額補正をするものでございます。

続きまして、議案第99号平成30年度にかほ市水道事業会計補正予算（第4号）でございます。

こちらにつきましては、特に補足することはございません。以上でございます。

●議長（佐藤元君） これで補足説明を終わります。

これから議案第80号から議案第82号、議案第88号から議案第93号の9件の議案について質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑には自己の思いや意見を入れないようにしてください。

発言は自席で行ってください。

初めに、議案第80号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので発言を許します。9番佐藤直哉議員。

●9番（佐藤直哉君） 議案第80号のにかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、質疑をいたします。

まず初めに、①の改正の妥当性、根拠につきましては、先ほどの議案説明の内容で了承しましたので、この質疑は取り下げたいと思います。

②でございます。提案理由には「一般職の職員の給与改定に準じて」とありますが、本案が議案第82号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてに先行して、すなわち先に議決される順番で提出されている理由についてお伺いいたします。

●議長（佐藤元君） 答弁、総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正春君） それでは、佐藤直哉議員の御質問にお答えいたします。

議案第80号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についての②の提案理由について、先行して提出されている理由についての御質問にお答えをさせていただきます。

今回提案しております条例改正についての議案の順番について、これについては、これまでと同様に例規に搭載している条例の順番に準じて提案をしております。

なお、議案第80号の提案理由が一般職の職員の給与改定に準じて期末手当の改定を行うためとしておりますが、議案第82号の賛否が議案第80号の賛否に影響するわけではございませんので、従来どおりの議案の提案順としているものでございます。以上でございます。

●議長（佐藤元君） ほかにありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） これで議案第80号の質疑を終わります。

次に、議案第81号にかほ市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので発言を許します。9番佐藤直哉議員。

●9番（佐藤直哉君） 議案第81号につきましては、これまでの説明で、内容で了承しましたので、この質疑は取り下げたいと思います。

●議長（佐藤元君） ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議案第81号の質疑を終わります。

次に、議案第82号にかほ市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について及び議案第88号平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）についてから議案第93号平成30年度にかほ市水道事業会計補正予算（第3号）についてまで、議案7件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議案第82号及び議案第88号から議案第93号まで、議案7件の質疑を終わります。

暫時休憩します。

午後1時41分 休 憩

---

午後1時44分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまお手元に配付しておりますが、9番佐藤直哉議員外2名から、議案第88号平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）についての修正の動議が提出されております。提出者の説明を求めます。9番佐藤直哉議員。

【9番（佐藤直哉君）登壇】

●9番（佐藤直哉君） 議案第88号平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）に対する修正動議。

上記動議を地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定により、別紙修正案を添えて提出します。

平成30年12月6日 提出

にかほ市議会議長 様

発議者 にかほ市議会議員 佐藤直哉

発議者 にかほ市議会議員 齋藤光春

発議者 にかほ市議会議員 渋谷正敏

提案理由

議案第80号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定、議案第81号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定は、市議会の議員、市長、副市長、教育長及び企業管理者の期末手当の支給率をそれぞれ増額改定するとの内容で提出されたもので、その増額分がこの補正予算第6号に一部盛り込まれてい



ます。これら二つの議案の提案理由は、「一般職の職員の給与改定に準じて（中略）改正しようとするもの」とあります。この一般職の職員の給与改定は、議案第82号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定で、秋田県人事委員会の勧告に準じて行おうとするものです。この勧告は、地方公共団体の職員の給与等について報告、勧告されたもので、議員や特別職の手当に対して勧告されたものではありません。

市議会の議員、特別職の職員で常勤のもの期末手当の支給率の増額改定は、ここ数年続けて行われています。しかしながら、本市の財政状況について一例を挙げれば、一般会計の市債残高は、平成29年度末で約162億円であり、これは一般会計の予算規模を上回るものであるなど、今後の財政運営も厳しい状態が続くことが予想されます。市債の繰上償還、財政調整基金の積み立てなど、当局においては鋭意健全化への措置も講じていますが、人口減少や少子高齢化、大手製造業の組織再編など、本市を取り巻く環境は依然として厳しく、健全財政への道のりもまだまだ険しく、遠いものであると言わざるを得ません。当局にも議会にも市民に対し、正しく財政状況を伝え、市民に信頼される財政運営を行う責任があることは言うまでもなく、こうした本市の厳しい財政状況において市議会議員や特別職の期末手当の金額を上げることが、果たして相応であるのか、市民に受け入れられるのか、大いに疑問とするところであり、賛成できないものであります。

したがって、補正予算第6号のうち、議案第80号と議案第81号に関する歳入歳出を減額した修正案を提出します。

議案第88号平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）に対する修正案

議案第88号平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）の一部を次のように修正する。

第1条中「16,050千円」を「15,289千円」に、「13,888,899千円」を「13,888,138千円」に改める。

第1表歳入歳出予算補正の一部を次のように改める。

表の内容につきましては、ご覧のとおりです。

●議長（佐藤元君） これから提出者の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。佐藤文昭議員。

●16番（佐藤文昭君） 提出者の佐藤議員にお伺いしますが、修正動議を出す前に質疑通告しているわけです、佐藤議員は。それを今聞きますと、条例改正の妥当性や根拠については取り下げしているわけです。80、81号。だから修正動議を出す場合に、この質疑の中で当局といろんな議論の意見交換した上で、こういう修正動議を出す必要があると思いますけども、なぜその改正の質疑取り下げをしたのですか。

●議長（佐藤元君） 佐藤直哉議員。

●9番（佐藤直哉君） 当局の説明では、一般職の給与改定は秋田県人事委員会の勧告に準じたものだという説明で、それに準じてこうした議員と特別職の改定も行うという説明がありましたので、それはそれとして受け止めました。

●議長（佐藤元君） 佐藤文昭議員。

●16番（佐藤文昭君） それはそれで受け止めたということじゃなくて、なぜ取り下げたんですか。それをしないで、もっと議論していかないと、この修正動議というのは内容が分かりませんよ、私

たちには。せっかく質疑を出したんだから、その中でもっといろいろ御意見を言ってですね、そうしていかないと、何のために修正動議を出したんですか。今、佐藤議員は、当局の説明が分かりましたと言っているのではないですか。再度、取り下げの理由についてお願いします。

●議長（佐藤元君） 佐藤議員。

●9番（佐藤直哉君） 質疑通告をした際には、80号と81号の提案理由が議案綴りの中に書いてあるものは、ほんのわずかだったものですから、それについてもう少し詳しいものがあるのかなと思ってその質疑をしようとしたんです。そうしたら、僕が質疑をする前に当局の方で、先ほどもあった説明をしていただきましたので、僕はそういう考えなのかということで受け止めたわけです。

【「議長、暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 暫時休憩。

午後1時56分 休 憩

---

午後1時58分 再 開

●議長（佐藤元君） 再開します。

佐藤直哉議員。

●9番（佐藤直哉君） 当局の説明につきまして、理解はしましたが、賛成か反対かというのはまた別の問題で、質疑は自己の意見を入れられないということもありますので、それ以上突っ込んだ質問はしませんでした。

●議長（佐藤元君） 佐藤文昭議員。

●16番（佐藤文昭君） 何回も繰り返しになりますけども、その提案理由を出す前に取り下げるなんて、これはこういう議会運営の中でありませんよ。それについてもう一度。

【「議長、休憩」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 暫時休憩。

午後1時59分 休 憩

---

午後2時01分 再 開

●議長（佐藤元君） 再開します。

佐藤直哉議員。

●9番（佐藤直哉君） 議案81号の質疑について取り下げるという言葉を使いましたのは、私の言葉の使い方が間違っていたのだと思います。先ほど当局からは、議案80号と81号は、合わせて説明されておりました。それで、その理由についても、これは80号の理由も81号の理由もまとめて同じ理由でということでしたので、それで81号についての質疑については、それをしなかったんです。—

—取り下げではなく、お断りをしよう—

●議長（佐藤元君） 暫時休憩します。

午後2時02分 休 憩

午後2時03分 再 開

●議長（佐藤元君） 再開します。

佐藤直哉議員。

●9番（佐藤直哉君） 議案80号と81号の提案理由が同じものと解釈して、81号の質疑については、それをお断りしたところです。

●議長（佐藤元君） 菊地衛議員。

●17番（菊地衛君） 提出者に質問いたします。

このことは、国の人事院勧告及び秋田県の人事委員会の通達等によって市町村に下りてくるわけです。国の人事院勧告の内容、あるいは県の人事委員会の通達の内容等を、どの程度精査され、この修正案に至ったのかお答えをいただきたいと思います。

●議長（佐藤元君） 佐藤直哉議員。

●9番（佐藤直哉君） 人事案の報告、勧告につきましては、詳細にわたりましては確認しておりませんが、議員と特別職の職員への勧告ではないということを承知しているというところです。

●議長（佐藤元君） 菊地衛議員。

●17番（菊地衛君） やはりこういう動議を出す以上は、元になるもの、根本をきちっと精査をして提出していただきたいと思いますが、いずれこの人事院勧告、あるいは人事委員会の通達による職員の給与の値上げ、あるいは変動については、ここ何十年もの間、議員も特別職も準ずるといってずっときているわけです。なぜ今年だけこうなるのというのが私の実感なんですけれども、そこら辺をどのように精査されて今回提出に至ったのかお話しください。

●議長（佐藤元君） 佐藤直哉議員。

●9番（佐藤直哉君） 提案理由の後半の方にもありますが——、財政状況の厳しい中、市民に受け入れられるのかということが最も大きな疑問であり、それで賛成できないという、そういう理由であります。——そちらの方が私にとっては大事な理由でありました。

●議長（佐藤元君） 菊地衛議員。

●17番（菊地衛君） そうすれば再度質問しますが、佐藤直哉議員には、これまでやってきたことが国、県、市町村、全て間違っただけを推進してきたから、ここで改めましょうと、それはここだけの問題でなくて県、国にも申し入れをしなきゃならないということになりますけれども、いずれその人事院勧告は、全て準ずるといって通達というか、我々もそういう理解を、何十年もこうやってきているわけですが、そこら辺についてお答えをお願いします。

【「休憩だな」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 暫時休憩します。

午後2時07分 休 憩

午後2時10分 再 開

●議長（佐藤元君） 再開します。

佐藤直哉議員。

●9番（佐藤直哉君） これまでの本市の行ってきたことについて否定的な見方をしているわけではありませんが、この勧告は地方公共団体の職員の給与等について報告、勧告されたもので、議員や特別職の手当に対して勧告されたものでもありませんし、一度この今の市の状況などからいろいろと心配されることもありましたので、こうした動議を出したところでもあります。

●議長（佐藤元君） ほかに質疑ありませんか。小川正文議員。

●3番（小川正文君） 提案者に質問をいたします。

文書を取り上げてすみませんけども、いろいろこの中に書かれておりますので、その点について質問してまいります。

まず一つは、健全財政への道のりもまだまだ険しく遠いものであると。そして一方では、市政の厳しい財政状況とあります。この根拠となるのはどういうことなのか伺います。

●議長（佐藤元君） 佐藤直哉議員。

●9番（佐藤直哉君） ただいまの御質問いただきましたところは、平成29年度の一般会計についての監査委員の審査、そうしたものに盛り込まれているものを参考にしたものでございます。9月議会の監査委員の報告の中にも同様の文言がありました。

●議長（佐藤元君） 小川正文議員。

●3番（小川正文君） それで、9月議会ですとか、財政健全化の資料が出ておりました。にかほ市は、今この財政は十分足りていると、そういうような説明があったわけでありまして。その点については、今の考えとは大分違うようでもありますけれども、その健全化の内容については、どのように受け止めていますか。

●議長（佐藤元君） 佐藤直哉議員。

●9番（佐藤直哉君） 財政の健全化への取り組みは鋭意さまざまな措置が講じられていると思いますが、にかほ市を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化、大手製造業の組織再編など、まだまだ厳しいものでありますので、果たして今行っているさまざまな取り組みがどこまで通用しているかということは分からないと僕は思っているんです。正しいことをやっても追いつけないこともありますので、それを案じているところでございます。

●議長（佐藤元君） 小川議員。

●3番（小川正文君） 健全化においては、数字で出ているわけですよ、財政が十分やっていると。そういう数字を元にして健全化計画を説明しているわけです。今の話では、それと全く違うわけで

しょう。その点についてどう思っているのかということを知りたいんです。

●議長（佐藤元君） 暫時休憩します。

午後2時14分 休 憩

---

午後2時15分 再 開

●議長（佐藤元君） 再開します。

佐藤直哉議員。

●9番（佐藤直哉君） 財政につきましては、やはり監査委員の御報告の中にも今後の財政運営も厳しいということが言われておりましたので、私も厳しいということは重く見るべきだと考えております。

●議長（佐藤元君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで提出者の説明に対する質疑を終わります。

これから議案第80号から議案第82号及び議案第88号から議案第93号の討論、採決を行います。

初めに、議案第80号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。9番佐藤直哉議員。

【「暫時休憩」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 暫時休憩。

午後2時17分 休 憩

---

午後2時18分 再 開

●議長（佐藤元君） 再開します。

【9番（佐藤直哉君）登壇】

●9番（佐藤直哉君） 私は、議案第80号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、反対する立場から討論を行います。

反対の理由につきましては、一般会計補正予算第6号に対する修正動議の提案理由とも重複しますが、本案は、秋田県人事委員会の勧告に準じて行おうとする議案第82号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定による一般職の職員の給与改定に準じ、市議会の議員の期末手当の支給率の増額改定を行おうとするものです。この秋田県人事委員会の勧告は、地方公共団体の職員の給与等について報告、勧告されたもので、議員や特別職の手当について勧告されたものではありません。

本市における市議会の議員の期末手当の支給率の増額改定は、ここ数年続けて行われております。これにつきましては、当局においても高所大所からさまざまな考慮の上、行われてきたものと考えられますが、しかしながら本市の財政状況におきましては、今後の運営も厳しい状態が続くことが予想されております。これまでも本市におきましては、財政健全化への取り組みが鋭意講じられておりますが、人口減少や少子高齢化、大手製造業の組織再編など、本市を取り巻く環境は依然として厳しく、健全財政への道のりもまだまだ険しく遠いものであると言わざるを得ません。当局にも議会にも市民に対し、正しく財政状況を伝え、市民に信頼される財政運営を行う責任があることは言うまでもなく、こうした本市の厳しい財政状況において市議会議員や特別職の期末手当の金額を上げることが、果たして相応であるか、あるいは市民に受け入れられるかにつきましては、大いに疑問とするところでもあります。賛成できないものでもあります。したがって、この条例制定に対して反対の意を表明し、皆様の御賛同をお願いして討論といたします。

●議長（佐藤元君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 討論なしと認めます。これで議案第80号の討論を終わります。

これから議案第80号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立多数です。したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。1番齋藤光春議員。

【1番（齋藤光春君）登壇】

●1番（齋藤光春君） 1番の齋藤光春です。

今回の議案番号第81号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についての案についてであります。

まず、市職員の方たちが財政の改善のために日々努力していることは十分承知でありますので、国の人事院勧告を受けて地方自治体が対応することには何ら異論を唱えるものではありません。職員に対して給与及び報酬の改善を図ることは、職務に対する意欲も湧いて市政状況の改善に向けての職務に邁進してくれるものと察し、大いに賛同いたします。

しかしながら、今後、にかほ市の財政は、人口減少や法人税の減収が見込まれております。それにより市税の減収も懸念されております。現在のかほ市の財政状況におきましては、一般会計の自主財源が30%にも満たない状況であります。毎年自主財源の50%以上が人件費、その中の市税と

の比較におきますと80%以上が人件費の方に歳出されているような状況でもあります。

このような中で今年度、特に昨年度からの問題ではありますが、補助金の申請の諸手続ミスや施設の維持管理の不手際等から数千万円もの経費を一般会計から歳出せざるを得なくなっております。この歳出に関しましては納得していない市民もたくさんおります。前議会も昨年度指摘されていたようですが、本来であれば必要のない歳出がこれによって歳出せざるを得なくなっているという状況であります。行政執行の最高責任者である特別職及び監督責任のある我々議員の責任でもあります。

期末手当に関しましては、一般的には期末手当、そして勤勉手当と一緒に支払われるものであります。議員と特別職に関しては勤勉手当はございません。そこで、勤勉手当というのは、その職員の勤勉性、さまざまなことが加味されまして評定されるものであります。我々そこにはないものに関しましては、支給されるのは減額とか査定することはありません。

このように必要のない支出が多くなされている時期に、改正をして期末手当を昇給させるというのは、自重するものではないかと考えます。議案番号第81号の改正を見送り、新しい市政はこままでやるということを見せたいという方がないかと思っております。そうすることによって、やっぱり市民の理解、それから協力も得られるものではないかと思っております。支出される額の多少にかかわらず、我々がやっぱり本気で市政の改善、財政の改善を求めるのであれば、自戒の意味を含めまして今回のこの議案に関しては自重したらいかかと考えるので、議案に反対させていただきます。以上です。

●議長（佐藤元君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 討論なしと認めます。これで議案第81号の討論を終わります。

これから議案第81号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立多数です。したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第82号の討論を終わります。

これから議案第82号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第88号平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）についての討論を行います。  
初めに、原案に賛成者の発言を許します。伊藤竹文議員。

【15番（伊藤竹文君）登壇】

●15番（伊藤竹文君） 議案第88号について、賛成の立場から意見を述べさせていただきたいと思  
います。

本条例案の提案理由にあるとおり、一般職員の給与改定に準じて期末手当の改定を行おうとする  
条例改正が可決されました。手当の上昇率は、人事委員会の勧告に倣ってのこととございます。現  
代の多くの市町村が同様の対応をしております。人事委員会の勧告は、諸情勢を勘案して出されて  
おり、合理的であると考えます。当市における財政状況は、決して楽観できるものでないというふ  
うにも認識できる場所ではございますが、人事委員会の勧告に倣っての改正は、現状では何ら問  
題がない方法ではないかと考え、今回の補正予算については賛成するものであります。

●議長（佐藤元君） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 討論なしと認めます。これで議案第88号の討論を終わります。

これから議案第88号を採決します。この採決は起立によって行います。

まず、修正案について採決いたします。9番佐藤直哉議員外2名から提出された修正案に賛成の方  
の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立少数です。したがって、議案第88号の修正案は否決されました。

次に、原案について採決します。議案第88号は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求  
めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立多数です。したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号平成30年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第3号）につ  
いての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第89号の討論を終わります。

これから議案第89号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定  
することに賛成の方の起立を求めます。



**【賛成者起立】**

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号平成30年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

**【「異議なし」と呼ぶ者あり】**

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第90号の討論を終わります。

これから議案第90号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号平成30年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

**【「異議なし」と呼ぶ者あり】**

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第91号の討論を終わります。

これから議案第91号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号平成30年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第2号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

**【「異議なし」と呼ぶ者あり】**

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第92号の討論を終わります。

これから議案第92号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号平成30年度にかほ市水道事業会計補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

**【「異議なし」と呼ぶ者あり】**

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第93号の討論を終わります。

これから議案第93号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

日程第26、議提第11号にかほ市議会基本条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。議提第11号について提出者の説明を求めます。3番小川正文議員。

【3番（小川正文君）登壇】

●3番（小川正文君） 議提第11号にかほ市議会基本条例の一部を改正する条例。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出をいたします。

平成30年12月6日 提出

にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員小川正文。

賛成者、にかほ市議会議員齋藤光春、同じく、にかほ市議会議員齋藤聡、同じく、にかほ市議会議員佐藤治一、同じく、にかほ市議会議員佐々木春男、同じく、にかほ市議会議員佐々木敏春、同じく、にかほ市議会議員佐藤元。

裏面をご覧ください。

にかほ市議会基本条例の一部を改正する条例

にかほ市議会基本条例（平成23年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改めます。法第96条第2項の議決事件について、第13条法第96条第2項の規定により、議会で議決すべき事件は次のとおりとする。ただし、軽微な変更を除く。

(1) 基本構想及びこれに基づく基本計画

(2) 定住自立圏構想に基づく形成協定の締結変更又は廃止

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上です。

●議長（佐藤元君） 議提第11号は、にかほ市議会申し合わせにより、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議提第11号にかほ市議会基本条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

午後2時40分 散 会

---